



島根県報

平成27年4月7日（火）

号外第88号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土砂災害特別警戒区域の指定	（砂 防 課）	2
土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（ 〃 ）	2
都市公園法の規定による兼用工作物の管理の方法に係る協議の成立	（都 市 計 画 課）	2

告 示**島根県告示第289号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 4 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
江津市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
蓮生寺B
- 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第290号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成19年島根県告示第818号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成27年 4 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る市町村の名称
江津市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
蓮生寺B
- 3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第291号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市公園の名称
島根県立石見海浜公園
- 2 兼用工作物の位置
江津市波子町イ97番1地先から同市敬川町845番地先まで
- 3 兼用工作物の管理者

道路管理者 国土交通省中国地方整備局長

広島県広島市中区上八丁堀 6 番30号

4 管理の内容

兼用工作物の維持修繕又は災害復旧

5 管理の期間

平成27年 3 月20日以降当該施設の存続する期間